

2022 年度「埼玉発世界行き」奨学金 高校生留学コース募集要項

1 趣 旨

世界に向かってチャレンジする志を支援するとともに国際的視野の拡大及び埼玉県の国際化に貢献する人材の育成を図るため、海外の高等学校へ3か月以上の留学をする高等学校（特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程を含む）に在籍する生徒に対し、奨学金を支給します。

2 募集人員

30名以内（書類選考）

3 奨学金の給付額

50万円

4 応募資格

応募ができるのは、以下の要件の全てを満たす者です。

- (1) 日本国籍を有する者又は日本での永住を許可されている者
- (2) 2022年4月1日現在、以下のいずれかに該当する者
 - ア 埼玉県内の高等学校に在籍する者
 - イ 埼玉県外の高等学校に在籍し1年以上継続して埼玉県に住所を有する者
- (3) 在籍校の校長から留学許可書を交付されている者(予定を含む)
- (4) 2022年4月1日～2023年3月31日の間に、海外の高校へ3か月以上の留学を開始する者
※ 期間は、民法の定めに基づき計算します。
- (5) 帰国後のフォローアップ調査への回答など「12 奨学生の責務」を全うする意思のある者

5 応募制限

次のいずれかに該当する者の応募は認められません。

- (1) 過去に「埼玉発世界行き」奨学金（高校生留学コース及び冠奨学金）による奨学金を受けた者
- (2) 2020年度、2021年度の奨学生内定者で留学期間の延長をしている者

6 応募手順

- (1) 奨学金申請システムによる申請者情報の登録及び申請書への入力

下記のグローバル人材育成センター埼玉（以下、GGSという）の URL から奨学金

申請システムにより申請者情報を登録のうえ、「埼玉発世界行き」奨学金応募申請書」に必要事項（下記7の（1）参照）を入力してください。

<http://www.ggsaitama.jp/for-japanese/studying-abroad/>

一般奨学金のうちから1つ、冠奨学金のうちから2つまで、志望順位を付して合計で3つの奨学金に応募することができます。ただし、複数の奨学金に採択されることはありません。

なお、システムへの入力だけでは、応募とは認められませんのでご注意ください（（2）参照）。

（2）応募書類の提出

下記7の応募書類を揃えて、下記8の応募受付期間内に郵送（簡易書留郵便）してください。

7 応募書類

以下の（1）から（6）までの書類をすべて揃えて応募してください。応募書類をお返しすることはできませんので、書類の写しを保管しておいてください。

書類の不足や記入漏れ等があった場合は選考の対象にならないことがあります。内容に不備がないか、応募前によく確認してください。

（1）「埼玉発世界行き」奨学金応募申請書

奨学金申請システム（上記6の（1）参照）により次の必要事項を入力の上、印刷したものに写真（3 cm×4 cm）を貼り、署名をしてください。

【主な必要事項】

- ア 申請者情報
- イ 自己PR（800字以内）
- ウ 学習計画等（900字以内）
- エ 小作文「埼玉親善大使として、留学先でどのように埼玉をPRするか」（500字以内）
（埼玉親善大使については下記12の（2）を参照）
- オ 作文「将来の目標」（800字程度で記述の上、文末に字数を記載）

（2）在籍校の校長から発行された「留学許可書」の写し

※応募時点で提出できない場合は、得られ次第提出してください。

（3）留学先の高校又は留学・交流団体が発行した留学先への入学が許可されていることを証明する書類の写し

※日本語以外の言語で記載されているものは、日本語訳（本人による訳で可）を添付してください。

※応募時点で入学許可証（留学受入通知書）が出ていない場合は、得られ次第提出し

てください。

(4) 住民票の写し（個人番号（マイナンバー）及び本籍の記載がないもの。以下同様）

(5) チェックリスト（様式 高校生）

奨学金申請システム又はGGSのホームページ（下記）からダウンロードしてください。

<https://www.ggsaitama.jp/for-japanese/studying-abroad/scholarship2022/>

(6) 選考結果返信用封筒（長3型封筒）

定型長3型封筒（縦 235mm×横 120mm）に選考結果返信先住所（国内に限る）と氏名を及び申請する奨学金の名称を記載の上、84円分の切手を貼付のこと。

複数のコースの申請書の場合は、それぞれのコースの名称を記載すること。

8 応募受付期間

2022年4月4日（月）～5月20日（金） （応募書類一式 消印有効）

奨学金申請システムは5月20日（金）12時までしか利用できません。

それまでに登録・印刷を済ませておいてください。

9 書類提出先

定型角2型封筒（縦 332mm×横 240mm）を使用し、簡易書留郵便により郵送のこと。

〒330-0074

埼玉県さいたま市浦和区北浦和5-6-5 浦和合同庁舎3階
公益財団法人埼玉県国際交流協会
グローバル人材育成センター埼玉 (TEL 048-833-2995)

※封筒表面に朱書きで「高校生留学コース申請書在中」と明記すること（冠奨学金を併願、同封する場合、申請するすべての奨学金名を同様に記載すること）

10 奨学生候補者（内定者）選考スケジュール

2022年7月21日（木）までに選考結果を発送します。（郵送）

11 奨学生の決定及び奨学金の支給

選考結果の時点では、奨学生候補者（内定者）となります。以下（1）の奨学生決定条件が満たされ、すべての必要書類が揃ったことをGGSが確認した時点で、正式決定となります。

内定の間は、奨学金の交付申請はできず、奨学金の支給を受けることができません。

(1) 奨学生決定条件

留学開始時に、留学先の国・地域が外務省の「海外安全ホームページ」上の安全情報及び感染症危険情報がいずれもレベル1以下であること。レベル2以上である場合、奨学生としての決定及び奨学金の支給をすることができません。

年度内にレベルが1以下に下がった後に渡航する場合は、奨学生として留学することが可能です。

ただし、新型コロナウイルス感染症のため感染症危険情報のみがレベル2又はレベル3であるときは、特例として在籍する高等学校の校長が認める留学を開始する者が、新型コロナウイルスの感染防止策に関する書類を添付した誓約書（様式）を提出した場合奨学金を支給します。

(2) 奨学金の支給

奨学金は、保護者名義の円貨口座に振り込みます。奨学生決定通知と共にお知らせする交付請求の手続きが必要です。

1.2 奨学生の責務

(1) 壮行会・同窓会への参加

海外留学に出発する奨学生を送り出す壮行会と、帰国した奨学生との交流を図る同窓会に参加してください。詳細については、内定者に通知でお知らせします。

(2) 埼玉親善大使としての活動

奨学生には留学期間中、埼玉県が埼玉親善大使を委嘱します。留学先で本県のPRに努めるとともに、自分が学び経験した現地の歴史、文化、政治経済事情等について県民に紹介するレポートを提出（任意）するなど、本県の国際交流の推進に御協力いただきます。

(参考) 埼玉親善大使レポートのホームページ

<https://www.pref.saitama.lg.jp/bunka/kokusai/toko/index.html>

(3) 報告書等の提出

留学終了後60日以内に、以下の書類を電子データ（Word又はPDF）又は郵送で提出してください。提出がない場合、支給した奨学金の返納を求める場合があります。

ア 留学等修了報告書（様式）

イ 修学レポート「留学で学んだこと及び学んだことを今後どのように活かしていくか」
(1,200字以上)

(4) 帰国後のフォローアップ調査への協力

「埼玉発世界行き」奨学金の原資は埼玉県民の貴重な税金や、企業・篤志家の方からの貴重な御寄附です。そのため、奨学生OB・OGの活躍状況を把握し、フォローアップや今後の施策に生かす必要があります。

ついては、毎年1回調査を行いますので、必ず御回答をお願いします。

本制度の趣旨を十分に理解し、御協力ください。

(5) 「グローバル人材埼玉ネットワーク」(「埼玉発世界行き」奨学生同窓会)への加入

県内の海外留学経験者をはじめ県内大学外国人留学生など、県にゆかりのあるグローバル人材や県内企業、団体、大学等が情報交換・交流を深めるためのネットワークです。

奨学生は、同ネットワークの会員となります(加入手続はGGSが行いますので個人の手続は不要です)。

海外留学の経験を活かし、県のグローバル化へ御協力いただくとともに、このネットワークを御自身の活動に御活用ください。

(参考) グローバル人材埼玉ネットワークのホームページ

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0306/global/globalnet.html>

(6) 国際施策・交流事業への協力

帰国後、埼玉県やGGSが実施する事業への協力をお願いします。

(7) 社会規範の遵守

「埼玉発世界行き」奨学生としての自覚を持ち、社会規範を遵守してください。

1.3 奨学金交付の取消及び返還

次の場合、奨学金の交付決定を取り消し、交付済み奨学金の全部又は一部の返還を求める場合があります。

- (1) 申請時の応募資格を喪失したとき
- (2) 申請書・誓約書等の記載事項に虚偽があったとき
- (3) 在籍する高校において懲戒処分を受けたとき
- (4) 休学、長期欠席等、学業継続の見込みがなくなったとき
- (5) 留学先での在籍期間が3か月未満で途中帰国したとき
- (6) 「1.2 奨学生の責務」を果たさないとき
- (7) 留学の目的や内容に大幅な変更があり、交付決定した内容と同等とみなされないとき(但し、天変地異等やむを得ない場合を除く)
- (8) その他奨学生としてふさわしくない行為があったとき

1.4 応募書類等に記載された個人情報の利用について

GGSの事務局である公益財団法人埼玉県国際交流協会が定める特定個人情報取扱規程（平成27年10月1日施行）により、個人情報を取り扱う際には適正な収集・利用・管理を行います。

なお、奨学生決定者の氏名、性別、職業・肩書、所属先、研究テーマ、壮行会時の写真及び修学レポート等の情報は、グローバル人材育成事業の広報等のため、GGS又は公益財団法人埼玉県国際交流協会の広報紙等に掲載したり報道機関に提供したりすることがあります。

1.5 奨学生となった場合の埼玉県での個人情報の利用について

奨学生の応募書類等に記載された個人情報は埼玉県においても利用いたします。個人情報を取り扱う際には、「埼玉県個人情報保護条例」（平成17年4月1日施行）により、適正な収集・利用・管理を行います。

なお、奨学生決定者の氏名、性別、職業・肩書、所属先、研究テーマ、壮行会時の写真及び修学レポート等の情報は、埼玉県のグローバル人材育成事業の広報等のため、県の広報紙等に掲載したり報道機関に提供したりすることがあります。

1.6 その他の注意事項

- (1) 査証の取得、留学先への手続き等は、応募者本人の責任において行ってください。
- (2) 留学中のトラブル・事故等において、GGS及び埼玉県は一切の責任を負いません。
- (3) 可否に関する問い合わせには一切応じません。
- (4) この要項において、高等学校とは学校教育法に定めるものを言います。